発注業務評価表作成マニュアル

（平成２１年度版）

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

（社）長崎県建設業協会

巻　頭　言

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

■ 国民の安全・安心を確保し、地域の発展を支えるための社会資本を、税を有効に活用しながら整備するためには、発注者と受注者間が建設工事の請負契約の原則である対等な立場で契約を適切に履行する必要がある。そのためには、このことを双方が理解し、連携して改善向上を図っていくことが求められる。

■ 工事請負契約は発注者と受注者の対等の双務契約でありながら、現実には発注者有利の片務契約と言われてきた。今日、受注者責任だけでなく、発注者責任の重要性が増し、課題への検討改善が少しずつ進められている。しかし、課題の多くは対策としての視点では把握されていないため、これらを明確にして改善を図っていく必要がある。

■ これまで「工事成績評定」や「現場施工体制点検」など、発注者の視点からの評価がなされてきたが、契約の内容や履行における適正性、公正性、透明性等の向上の観点から、今後は受注者の視点からの評価も必要と思われる。

■ この「発注業務評価」の結果は、工事請負契約の発注者責任である、１.「契約の内容」２.「契約の履行」３.「発注者と受注者間の連携（監督員の対応)」の改善対策の相互確認の基礎資料とすることができる。また、当協会からの要望活動の具体的根拠ともなる。

■ おそらく「工事成績評定」や「現場施工体制点検」が高得点な工事については、「発注業務評価」も高得点になるであろうと予想される。また、そうした工事は適正な利益も見込めるものと考えられる。発注者と受注者はともに協力して、安全安心で品質の良い社会資本の整備にあたる責任がある。その良好な関係を促進することは、高品質の成果を得、また双方の人的資材の能力向上につながると考える。

■ 関係各位の発注業務評価への、ご理解とご協力をお願いします。

平成２１年４月

（社）長崎県建設業協会

会長　谷村　隆三

目　　次

Ⅰ．はじめに

Ⅱ．評価制度の概要
　１．評価制度の概要

Ⅲ．発注業務評価表の記入要領
　１．評価の概要
　２．記入要領

Ⅳ．発注業務評価表の記入例
　１．発注業務評価表（表紙）
　２．発注業務評価表
　３．発注業務評価表（総括表）

Ⅴ．別添資料集
　別添資料―１　「都道府県番号」
　別添資料―２　「所在市町番号」
　別添資料―３　「工種区分一覧表」
　別添資料―４　「発注方式一覧表」
　別添資料―５　「発注者一覧表」

Ⅵ．参考資料集
　参考資料―１　「設計書積算条件」

Ⅶ．発注業務評価表（記入様式）

Ⅰ．はじめに

Ｑ１．なぜ発注業務評価を行うのか？（目的）

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

- より良い公共施設（によるサービス）を国民に提供するためには、公共工事の発注者と受注者が協力して適切な契約の履行に努力することが重要です。
- 従来から発注者は「工事成績評定」を行っていますが、受注者が「発注業務評価」を行うことによりその仕組みが出来上がります。

Ｑ２．どのような評価制度にするのか？（方向性）

第三者や発注者が受け入れられるよう、客観的なものでなければならない

- 発注者が行っている「工事成績評定」は詳細な評価項目と評定基準により、公正かつ客観的に評価できる仕組みになっています。
  また、制度や評価過程や結果は公表されています。
- 受注者が行う「発注業務評価」も客観的でオープンなものでなければ、この制度への社会的信頼は得られず、単なる批判や不満の集積とみなされて、発注者への改善提案も受け入れられなくなります。
- この評価にいかに公正性・客観性を持たせるかが、またどこまで公表できるかが、このシステムを有効ならしめるキーポイントとなります。

Ｑ３．どんな評価を行うのか？（内容）

受注した工事について、発注者の対応が適切になされたのかどうかを評価する

- 契約した工事に関して

１）契約の内容が適切であったかどうか。
２）契約が適切に履行されたかどうか。
３）監督員が所要の技術力を有していたかどうか、また対応は適切であったかどうか。
の３つの項目を評価します。

Ｑ４．調査結果をどのように活用するのか？（位置付け）

契約及びその履行における発注者の課題や問題点を、受注者の視点で明らかにし、改善をすすめることにより、良好なパートナーシップを築いていく

- 発注者は「工事成績評定」の結果を「格付の主観点数」や「総合評価の評価項目」に活用し、また「工事表彰」の判定の要素にも使用しています。
- 受注者は「工事成績評定」の結果を参考に自ら改善向上に努力しています。
- 発注者においても契約やその履行において適切でないものが見受けられ、改善の努力はなされているものの、工事案件毎に対応が均一にはなっていません。
- 工事案件毎に内容を評価することにより、課題や問題点を明確にすることができます。
- 公正で客観的な評価結果により、発注者の改善を促していきます。

発注業務評価制度のイメージ

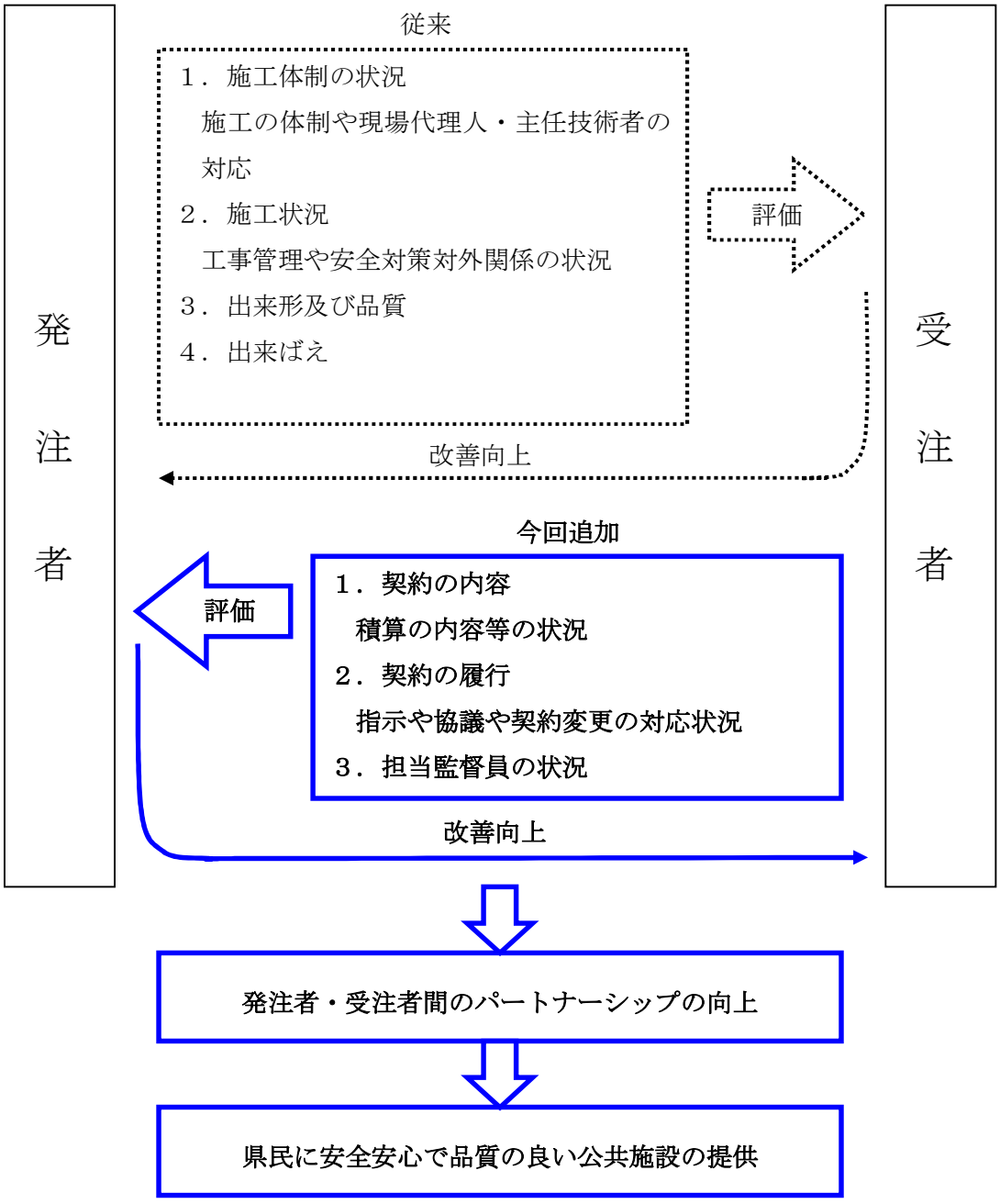

Ⅱ．評価制度の概要

１．評価制度の概要

（１）評価制度概要

公共工事の契約の内容やその履行について受注者が発注者の対応を相互契約という視点で評価し、これらを集計・分析をして課題や問題点を明らかにする。

（２）評価対象

（社）長崎県建設業協会員が県又は市町から受注した工事（ＪＶ工事含む）で別途実施（試行）要領に定める「工種」、「請負金額」のもの。

（３）評価時期

当該工事の竣功検査が終了し「工事成績評定」が通知された後、概ね２週間以内。

（４）評価表作成者

当該工事の請負者（ＪＶの場合は協会員で出資比率が最も大きい構成員）の代表者の責任において、その工事に配置された監理技術者（又は主任技術者）、現場代理人、工事部長など、複数の関係者の意見を調整したうえで作成する。

（５）評価表の内容

評価表は次の２部で構成される。

① 発注業務評価表（工事概要、評価者）・・・分類項目部分

・集計や分析の分類項目とするため「該当工事の内容」、「発注者の内容」、「受注者の内容」を記入する。

② 発注業務評価表（評価項目）・・・評価部分

・１「契約の内容」、２「契約の履行」、３「監督員の対応」について評価細項目毎に、掲載事例を参考に対応等が適切になされたかどうかを評定し評価を行う。

（６）集計分析の内容

① 発注者全体の評価

項目別に評価結果を発注者全体で集計し、全体的な対応として改善が必要な項目かどうかを分析する。

② 発注機関別評価

発注機関毎に評価結果（合計及び項目毎）を集計し、各発注機関の対応状況を比較・分析する。

③ 経年比較表

上記①、②の経年変化を比較し、改善向上の推移をみる。

④ その他、必要に応じクロス集計・分析を行う。

Ⅲ．発注業務評価表の記入要領

１．評価の概要

（１）評価内容

発注業務評価は、当該工事契約において、

① 「契約の内容」が適切であったかどうか。

② 「契約の履行」が適切であったかどうか。

③ 「監督員の対応」が適切であったかどうか、また所要の技術力等を有していたかどうか。

の３つの大項目について、１１の中項目、３３の細項目に分けて評価を行う。

（２）評価点の判定方法

評価は、「評価細項目」について、下段に記載している事例を参考に、こうした「適切でない内容や対応」が無かったかどうかを判断し、仮にあったとすれば、その「適切でない内容・対応」の頻度や程度により評価点を決定する、いわゆる減点方式となっている。

つまり、「評価細項目」に対し、「適切でない」ものが無ければ最高点を選定し、「適切でない」ものがあれば、その程度に応じ「中間点」または「最低点」を選ぶ方式となっている。

したがって、当該工事において該当がない評価項目については「評価しない」ので、「減点が無い」という取り扱いとなり「最高点」を選ぶ。

（３）評価合計点の考え方

仮にこの工事の評価合計点が８０点、全体の平均点が７５点だったとすると、評価が平均より５点高かった事になるが、発注業務評価は減点方式を採っているので、この工事において「適切でない内容や対応」が２０点分あったと判断する。

なぜなら、評価合計点８０点のなかには、該当がない評価項目の「最高点」も含まれており、「８０点」に意味があるのではなく、「１００－８０＝２０」の「２０点」が「減点された」ことをとらえるところに意味がある。

この「△２０点」をどう改善していき、「パートナーシップを向上」させていくかが重要なポイントである。

２．記入要領

（１）発注業務評価表（表紙）

１）登録Ｎｏ．（８桁）

□ □ □ □ □ □ □ □ □

└─┘ └─┘ └──────┘

① ② ③

① 年　　度：当該工事の年度（完了検査の年度）の「西暦の下２桁」を記入

② 県 番 号：「４２」を記入〔別添資料―１の「長崎県の県番号」〕

③ 登録番号：記入不要（データ入力時に登録順に付与される識別番号）

２）工事概要

① 工 事 名：評価対象の工事名を文字で記入

② 工事場所：別添資料―２「所在市町番号」より工事場所の「市町番号」を選んで記入

③ 請負金額：当初契約と最終変更契約の税抜き「請負金額」を千円単位で記入

④ 工　　期：当初契約と最終変更契約の「工期」及び「工事日数」を記入

⑤ 工種区分：別添資料―３　より「工種区分番号」を選んで記入
（縦覧設計書の「設計書積算条件」様式の諸経費区分欄：参考資料―１参照）

⑥ 発注方式：別添資料―４より「発注方式」を選んで記入

⑦ 総合評価：落札形式が「総合評価」方式の場合は「１」（あり）を、そうでない場合は「２」（なし）を記入

⑧ 重点監督：「重点監督」が「ある」場合「１」を、「ない」場合「２」を記入

３）発注者

⑨ 発 注 者：別添資料―５「発注者一覧表」より「発注者番号」を選んで記入

⑩ 発注機関：別添資料―５「発注者一覧表」より「発注機関番号」を選んで記入

⑪ 発注部署：別添資料―５「発注者一覧表」より「発注部署番号」を選んで記入

４）受注者

⑫ 受注会社名を文字で記入
ＪＶの場合は評価を行った会社名を記入（協会員で出資比率が高いもの）

なお、別添資料から「番号」を選んで記入する欄には、文字も併記する。

（２）発注業務評価表（個別評価）

１）評価の内容・視点

発注業務評価は３つの「評価大項目」、１１の「評価中項目」について、それぞれに属する「評価細項目」を評価し、その「評価点」を集約することにより評価する。

①「評価大項目」

１「契約の内容」:「契約の内容が適切であったかどうか」を評価する。
「契約の内容」は、最終結果としてどうであったかを評価する。したがって、当初契約において「適切でないもの」であっても、最終の変更契約において「適切なもの」に是正され、「満足いくもの」になっているなら「満点評価」する。逆に、当初契約では「適切であったもの」が、最終の変更契約において「適切でないもの」となった場合は「減点評価」する。

２「契約の履行」: 当初の契約から工事完成までの間の発注者の対応状況、契約変更の内容、検査内容が「適切であったかどうか」を評価する。

３「監督員の対応」: 監督員は、当該工事の監督を行うに当たり、当該工事に必要とされる能力を有し、かつ発揮していたか、また、パートナーシップに基づく対応をしたかどうかを評価する。

②「評価中項目」

１ 「契約の内容」

Ａ「積算内容」: 入札にあたって、あるいは最終変更契約の時点において、「積算の内容は適切であったかどうか」を評価する。

Ｂ「設計図書」: 入札にあたって、「設計図書の内容は適切であったかどうか」「質問への回答は適切だったかどうか」を評価する。

Ｃ「事前調整」: 用地取得、地元説明、関係機関との協議等の「調整・手続きは発注前に適切に行われていたかどうか」を評価する。

Ｄ「施工方法」:「設計計画や積算等の内容は、現地と整合していたかどうか」、「安全な施工は適切に確保されていたかどうか」を評価する。

Ｅ「工　　期」:「工期は適切に設定されていたかどうか」を評価する。

Ｆ「発注時期」: 地域条件、気候条件等に照らした場合、「発注時期は適切であったかどうか」を評価する。

２「契約の履行」

Ｇ「協議など」:「受注者との協議等において、内容や対応等は適切であったかどうか」を評価する。

Ｈ「設計変更」:「契約変更の内容や手続き等は適切であったかどうか」を評価する。

Ｉ「検　　査」: 中間検査・竣工検査において、「検査方法や手続き、対応は適切であったかどうか」を評価する。

３「監督員の対応」

Ｊ「技術力等」: 当該工事の監督員として求められる、「技術力や知識を有していたかどうか」、また、「判断力・指導力を十分発揮したかどうか」を評価する。

Ｋ「対　　応」:「パートナーシップに基づく対応をしたかどうか」を評価する。

③「評価細項目」

ア．該当事例の把握

「評価細項目」はそれぞれの項目の下段に列記している事例をみて、該当があれば□にレ点マークする。該当が複数あれば該当するもの全てにレ点マークする。

イ．事例以外の該当

事例以外に、「評価細項目」該当する内容のものがあれば、その他の□にレ点マークし、（　）内に簡潔に内容を記載する。

ウ．評価点の判定

「その他」を含め、事例の該当項目数が多いのか少ないのか、また、それらの事例の程度が著しいのかそれほどでもなかったのかを総合的に判断する。

したがって、評価値の判定としては該当事例の発生により当該工事の契約上あるいは契約の履行において、請負者として、

ａ　著しい不都合あるいは不利益が生じた場合は「最低値（０）」評価

ｂ　不都合や不利益はほとんど生じなかった場合は「最高値」評価

ｃ　不都合あるいは不利益がある程度生じた場合は「中間値」評価

をする。

なお、当該工事が「評価細項目」に該当しない場合は「最高値」評価する。

例えば１「契約の内容」Ｃ「事前調整」①「用地取得などは終了していたか」の評価細項目において、港湾工事で用地取得や境界問題がないケースでは、当然この項目に関する不都合あるいは不利益も発生しないことから、「減点なし」ということで、「最高値」評価する。

（事例１）

１「契約の内容」　Ａ「積算内容」　①「積算条件は現場に適合していたか」

仮設資材の鋼矢板が福岡県でしか調達できないのに、積算では長崎市内での調達の運搬距離しか計上しておらず、変更契約でも認めてもらえなかったので、

口イ．資機材運搬で実態にあわない距離、方法になっているものがあった

に「レ」マークし、その費用差が大きく、契約内容として「適切でない」程度が著しく、契約上大きな不利益があったため「０点」評価とした。

（事例２）

２「契約の履行」　Ｇ「協議など」　③　「協議等への対応は迅速・的確に行われたか」

私道付け替え工において、所有者から「協議した位置・形状と異なるので、修正するよう」言われたので、その旨監督員に伝え指示を求めたが、２週間後に現地立ち会いし、指示簿受け取りは更に１週間後であった。他に施工可能な箇所があったので大きな支障とはならなかったが、全体工程の見直し作業が若干発生した。

したがって、

口イ．指示、協議、通知、承認及び受理等で、迅速・的確に対応されず支障が生じたものがある。

に「レ」マークし、程度としては「著しい」とまではいかなかったので中間値の、「２点」評価とした。

（事例３）

３「監督員の対応」　Ｋ「対応」　①　「契約の履行における対応は適切だったか」

道路改良工事において、山止め擁壁の位置・形状について隣接地権者から苦情があり、監督員と協議したが、「地権者とは協議済みなので設計通り施工するよう」指示された。しかし、隣接地権者との話は進展せず了解が取れないので、再度連絡

してようやく発注者もまじえて話し合いをすることができた。協議の結果、位置・形状を変更することとなり若干手待ちが発生し、全体の工程に若干影響した。

工事工程もさることながら、隣接者との調整は速やかに対応すべき事項なので、適切さに欠けると思われる。また、当該工事は海岸部の工事で、真珠養殖等への海洋汚濁防止対策が重要であるが、当該漁業者との事前調整が十分でなく、その後も発注者の積極的な対応がなかったため、受注者の方で別途対策工を施すことで了解が取れた。費用的には大きくなく、全体工程にも支障はほとんど無かったが、「発注者としての対応」に「適切さ」が欠けていた。

したがって、

□ア．監督員としての職務に消極的で、前向きな姿勢が見られなかった。

□カ．地元住民の苦情等への対応について、受注者任せにするなど不適切なものがあった。

□タ．その他

に「レ」点マークし、その他の（　）内に、「真珠養殖との調整の対応が不適切」と記入した。

しかし、これらの事項の「不適切さ」が「著しい」とまではいえないこと、及び「契約履行における対応」全体において、当該事項以外においては「ほぼ適切に対応」されたので、「中間値」の「３点」と評価した。

（事例４）

２「契約の履行」　Ｈ「設計変更」　③「工事中止の手続きは適切に行われたか」

当該工事においては、「工事中止」は行う必要がなかったし、行われなかった。

したがって、

「工事中止の手続き」もなく、これに伴う「不適切」も発生しないことから

「最高値」の「２点」と評価した。

④ その他意見

その他意見の欄には、評価項目に該当が無かったが請負者として発注者に「改善して欲しい内容」、あるいは評価項目で評価した内容で「補足して意見を述べたい内容」、あるいは「対応が適切で満足している内容」など、「パートナーシップ」における感想や意見等で、特に感じたことを記載する。

特になければ「なし」と記載する。

３．発注業務評価表（総括表）

（１）登録ナンバー

発注業務評価表（表紙）の「登録ナンバー」と同じ。

（２） 評価点

「評価細項目」毎に評価し決定した「評価点」を記入する。

（３） 指標

「評価点」が最低値の「０点」となった「評価細項目」について、その評価の最も大きな原因となった事例の該当記号を記載する。

「評価点」が「０点以外」の「評価細項目」については記載しない。

Ⅳ. 発注業務評価表の記入例

記入例　　発注業務評価表（表紙）

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

登録 No.　〇〇〇〇＊＊＊＊

1)工事概要

工 事 名	国道〇〇〇号道路改良工事（△△工区）		
工事場所	〇〇〇（　番号　）　←　※番号は別添資料―２参照		
請負金額	当初 ￥　165,655　　変更 ￥　166,789　　（千円：税抜き）		
工　　期	当初　平成 20 年　8 月　20 日 ～ 平成　21 年　3 月　10 日（ 200 日間）		
	変更　平成 20 年 8 月　20 日 ～ 平成 21 年　3 月　25 日（ 215 日間）		
工種区分	道路改良工事（１０４）　←　※縦覧設計書の様式「設計書積算条件」の ※諸経費区分欄参照・番号は別添資料―３参照		
発注方式	一般競争入札（制限付）（２）　←　※番号は別添資料―４参照		
総合評価	あり（１）←※「なし」は２	重点監督	あり（１）←※「なし」は２

工事成績評定点	

2)発 注 者

発 注 者	〇〇〇（ 番号 ）	←　※番号は別添　資料―5参照
発 注 機 関	〇〇〇（ 番号 ）	←　※番号は別添　資料―5参照
発 注 部 署	〇〇〇（ 番号 ）	←　※番号は別添　資料―5参照

※ 別添資料－5に該当する発注機関・部署が無い場合は、お手数ですが、2)発注者欄に機関・部署名等をご記入願います。

3)受 注 者

会　社　名	〇 〇　建 設 ㈱

2011.4

発　注　業　務　評　価　表

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

※県番号
※西暦　※登録番号
0842＊＊＊＊

登録 No□□□□□□□□

〈評価手順〉
◆「評価細項目」の「評価点」は次の手順で判定してください。
①「評価細項目」の下に記載している「事例」に該当があれば、該当する全ての項目の□にレ点マークしてください。
②「評価細項目」に該当するが、その内容が記載事例にない場合は、「その他」の項目の□にレ点マークし、その内容を（　）内に簡潔に記載してください。
③これらの事例の多少や支障の程度に照らして、次の判定を行ってください。
当該「評価細項目」に関する内容について、
・「満足できる」場合は最大値
・「満足できない」場合は最小値（0点）
・「やや満足できない」場合は中間値
④当該受注工事に該当しない「評価細項目」については、「減点がない」ことになるので、「最大値」を選択してください。
◆「発注業務評価表（総括表）」には次の手順で記入してください。
①各「評価細項目」毎に、判定した「評価点」を記入してください。
②「評価点」が「最小値（0点）」となった「評価細項目」については、主たる要因となった事例を1つだけ選択して、その記号を「指標」欄に記入してください。
③「評価点」の小計、合計を記入してください。

1. 契約の内容　32点満点

※当初設計で仮設矢板の運搬を長崎市としていたが、福岡市しか入手できないので、協議した結果、変更契約で対応してもらったため「適切」と判断した。

A 積算内容　12点満点

①積算条件は現場に適合していたか　　(2点):1点:0点

□ア. 施工方法や機械選定で現場に適合しないものがあった
□イ. 資機材運搬で実態にあわない距離、方法になっているものがあった
□ウ. 仮設計画で現場に適合しないものがあった
□エ. 積算内容において、土質、地下水、家屋、交通規制、埋設物、架空線等の自然社会条件で、現場と整合しないものがあった
□オ. 積算内容において、廃棄物処理、騒音、振動、粉塵、地盤等の現地条件で、実態と整合しないものがあった
□カ. その他（　　）

※警察協議の結果、朝夕の通勤時間帯の誘導員の増を指導され、変更契約で対応してもらったため適切と判断した。

②工事に必要な工種等は全て計上していたか　　(4点):2点:0点

□ア. 工事に必要な工種で、計上されていないものがあった
□イ. 工事に必要な仮設工で、計上されていないものがあった
□ウ. 必要な安全設備、誘導員、足場、警戒船等の費用で適切に計上されていないものがあった
□エ. 運搬費、土捨費用、産業廃棄物廃棄費用、重機輸送費、借地代等で、適切に計上されていないものがあった
□オ. その他（　　）

③歩掛りは適切だったか ←※ 特に不適切なものはなかった。　(2点):1点:0点

□ア. 歩掛りの適用で、適切でないものがあった
□イ. 施工時間制限、潮間工事などを考慮していないものがあった
□ウ. 1日に実現可能な施工量と乖離するものがあった
□エ. その他(　　)

④単価は適切だったか　2点:(1点):0点

□ア. 設計単価や見積単価で適切に設定されていないものがあった
□イ. 市場単価を適時に設定していないものがあった
☑ウ. 特殊単価で見積額を公表していないものがあった ←※ 新製品の歩道ブロックで見積額が公表されず、製品会社に問い合わせても教えてもらえなかった。
□エ. その他(　　)

⑤数量は適切だったか ←※ 特に不適切なものはなかった。　(2点):1点:0点

□ア. 現場に適合しないものがあった
□イ.「一式」など不明確な数量表示のものがあった
□ウ. その他(　　)

B 設計図書　4点満点

※ 付替道路の位置やガードレールの延長等で現地と合わないものがあったが、現場で協議して対応できた。

①設計図書等は適切だったか　(2点):1点:0点

□ア. 現場と整合しない図面があった
□イ. 積算と図面との間で整合しない箇所があった
☑ウ. 設計図書に不明確な表示や、寸法などの表記間違いがあった
□エ. 特記仕様書において、支障物件等などの記載もれがあった
□オ. 契約時に責任者の通知がなされなかった
□カ. その他(　　)

※「歩道ブロックの見積り単価」の質問への回答がなされなかった。

②設計図書に関する質問への回答は適切だったか　2点:1点:(0点)

☑ア. 回答されない事項があった
□イ. 回答のうち、的確でないものあるいは明確でないものがあった
□ウ. 質問及び回答で、公開されないものがあった
□エ. その他(　　)

C 事前調整　8点満点

①用地取得などは終了していたか ←※ 発注前に終了していた。　(2点):1点:0点

□ア. 用地取得、境界問題などで、工事発注前に終了していないものがあった
□イ. 用地取得、境界問題などで、特記仕様書に明示されていないものがあった
□ウ. その他(　　)

※ 電柱移設の協議が未了で、全体工程に若干影響があり、工程の見直しを行った。

②関係機関との協議は終了していたか　　4点：(2点)：0点

☑ア. 関係機関(国、県、市町村、警察、NTT、水道、電気、ガス等)の協議や手続き等で工事発注前に終了していないものがあった

□イ. 支障物件対応で、協議が適切になされていないものがあった

□ウ. その他(　　)

③地元説明・調整は終了していたか　　2点：1点：(0点)

□ア. 工事内容や完成後の状況などについて、工事発注前に地域住民などへ十分説明されてなかった

□イ. 騒音、振動、迂回路などについて、工事発注前に地域住民、教育施設、医療施設などへ十分説明されていなかった

☑ウ. 暴力団関係者、不当要求者、クレーマーの情報が事前に提供されていなかった

□エ. その他(　　)

※ 工事箇所付近に、計画反対者が居て、説明会でも強行手段を取るなどの意見を言っていたそうであるが、その情報が請負者に無かったので、対応が遅れ、話がこじれた。

D施工方法　4点満点

①設計計画等は現場条件に適合していたか　　(2点)：1点：0点

※ 特に問題なかった。

□ア. 設計計画について、現場に適合していないものがあった

□イ. 施工方法について、現場に適合していないものがあった

□ウ. 仮設計画について、現場に適合していないものがあった

□エ. その他(　　)

②適正で安全な施工は確保されていたか　※ 適切であった　　(2点)：1点：0点

□ア. 設計計画や施工方法において、適正な施工や安全性の確保への配慮に欠けるものがあった

□イ. 重機械の種類や規格の選択で、適切でないものがあった

□ウ. その他(　　)

E工　期　2点満点

①適切な工期となっていたか　※ 適切であった　　(2点)：1点：0点

□ア. 工事内容に見合った工事日数となっていなかった

□イ. 関連工事との兼ね合いが考慮されていなかった

□ウ. 現場環境対策や地域住民との調整などに要する日数が考慮されていなかった

□エ. 特殊資材の調達に要する日数が考慮されていなかった

□オ. 突貫工事や仮設工事の増大を前提とした、不適切な工期となっていた

□カ. その他(　　)

F発注時期　2点満点

①発注時期は適切だったか　2点：(1点)：0点

□ア．年度末完成工事で、発注時期が遅く、十分な工期が確保されていなかった

□イ．工事の内容や梅雨、台風、降雪、凍結、気温等の気象条件に照らして、発注時期が適切でなかった

□ウ．関連工事との兼ね合いに照らして、発注時期が適切でなかった

□エ．地元自治体やガス、電気、電話、交通機関などとの調整状況に照らして、発注時期が適切でなかった

☑オ．その他（稲刈が終るまで、施工を待って欲しい旨地元要請があり、一部区間の施工を保留した。）
全体工程としては、他の区間を施工することで調整したが、工程がやや厳しくなった。

2．契約の履行　32点満点

G協議など　14点満点

①協議等の手続き方法は適切だったか　2点：(1点)：0点

□ア．指示、協議、通知、承認及び受理等で、文書に記録されなかったものがある

☑イ．規定に定められた書類以外のものの提出を求められた ←※ コンクリート強度試験で規定以外の自社管理の分を求めるなどがあった。

□ウ．発注者において作成すべき書類を作成させられることがあった

□エ．その他（　　）

②協議等の内容は適切だったか　2点：(1点)：0点

□ア．発注者・受注者・コンサルタントの三者協議が設置されたが、適切に運用されなかった

☑イ．監督員と監督員補助者間相互の連絡調整が不十分で、指示等に整合がとれていないものがあった

※ 監督員の指示で、ブロック積がコンクリート擁壁となったが、掘削確認で重点監督員は、変更前の認識であったので、調整されていなかった。

□ウ．その他（　　）

③協議等への対応は迅速・的確に行われたか　(4点)：2点：0点

□ア．工事内容の変更等で、受注者と協議を十分行わないまま、手続きしたものがあった

□イ．指示、協議、通知、承認及び受理等で、迅速・的確に対応されず支障が生じたものがある

□ウ．ワンデイレスポンス、クイックレスポンスが適切に行われなかった

□エ．その他（　　）

※ 対応の遅延はほとんどなかった。

④甲乙対等の立場で対応したか　4点：(2点)：0点

□ア．協議等において、高圧的な態度で接するなどパートナーシップの意識に著しく欠ける応対があった

□イ．契約外の対応をするようにし向ける等、発注者の立場を利用した姿勢での対応があった

☑ウ．暴力団関係者、不当要求者、クレーマー等への対応や解決をほとんど受注者任せにした

□エ．その他（　　）

※ 応対の態度などは親切丁寧であったが、クレーマーへの対応はほぼ請負者まかせで解決が困難であった。

⑤契約内容を遵守したか ←― ※ 契約変更で対応された。　　(2点):1点:0点

□ア. 不算入(サービス)工事があった

□イ. 設計計画と現場の不整合が発生した際、調査や設計のやり直しを強要された

□ウ. 設計に計上されていない部分を、受注者の負担により施工させられた

□エ. 品質確保の名目で、規定以上の対応を要求された

□オ. 施工計画書の管理基準に記載した以上の管理を要求された

□カ. その他(　　)

H 契約変更　10点満点

①契約変更の手続き方法は適切だったか ←― ※ 適切であった。　(4点):2点:0点

□ア. 契約変更の内容で、合意がないまま一方的に決定したものがあった

□イ. 変更対象としなかったことについの説明で、妥当でない理由によるものがあった

妥当でない理由の例

・設計変更手続きが困難である
・増額限度の制約がある
・歩掛りがない
・別の同様工事は変更していない
・会計検査への説明が難しい
・質問状が入札前に出されていない
・手続きが間に合わない
・予算が確保されてない

□ウ. 工事が完成した後、契約変更手続に必要以上の期間を要した

□エ. 監督職員の変更に際し引き継ぎが不十分で、その後の協議等に支障があった

□オ. その他(　　)

②変更契約の内容は適切だったか ←― ※ 適切であった。　　(4点):2点:0点

□ア. 工事打ち合わせ、指示、協議に基づく事項で、変更契約に適切に反映されなかったものがあった

□イ. 施工方法の変更に伴うもので、契約金額に適切に反映されなかったものがある

□ウ. 警察との協議の結果、交通整理員が増員させられたことに伴う費用の増加について、変更契約の金額に適切に反映されなかった

□エ. 海上保安部との協議の結果、警戒船の配備が増加させられたことに伴う費用の増加について、変更契約の金額に適切に反映されなかった

□オ. 物価の変動に基づくスライドの申し入れに対し、適切な対応がなされなかった

□カ. その他(　　)

③工事中止の手続きは適切に行われたか　　2点:(1点):0点

□ア. 発注側の原因により工事が中断または工期延長となったが、「工事中止の手続き」がとられなかった

□イ.「工事中止」に伴う費用が、変更契約の金額に適切に反映されなかった

☑ウ. その他(稲刈りの関係で、施工計画の見直しが生じたが、企業努力で全体工程が大きく遅延する事はなかった。本来は工事中止の措置を適切に講じるべきであった。)

I 検　査　8点満点

※ 年度末で検査職員が時間に追われ十分な検査ではなかった。

①検査方法は適切だったか　2点：(1点)：0点

☑ア. 書類検査、現地検査は、所用時間や手順が適切に取られなかった
□イ. 重要な検査項目で、実施されなかったものがある
□ウ. 規定された以上の過剰な検査書類を準備させられた
□エ. 書類や工事写真について、電子データと重複したものや規定以上のものの提出を求められた
□オ. 工事が完成した後、検査までに必要以上の期間を要した
□カ. その他（　　）

②検査内容は適切だったか ← ※ 特に不適切な点はなかった。　(4点)：2点：0点

□ア. 検査職員の検査姿勢に、公平公正さに欠けるものがあった
□イ. 検査職員の判断等に、主観的なところがあった
□ウ. 協議のうえ施工したものついて、監督員から検査職員に対し的確な説明がなされなかった
□エ. 検査職員と監督員との間に意見の相違があったため、不都合が生じた
□オ. 手直し工事において、検査職員から契約上許容される以上の手直しを求められた
□カ. その他（　　）

③工事成績評定は適切に行われたか ← ※ 適切であった。　(2点)：1点：0点

□ア. 工事成績評定点は自己採点と大きな隔たりがあり、およそ公平公正な評価とは言い難いものがあった
□イ. その他（　　）

3. 監督員の対応　36点満点

※「2. 契約の履行」の項目と重複する内容があるが、ここでは「監督員」としての資質や能力、対応について評価する

J 技術力など　24点

①関係法令などを十分理解していたか　4点：2点：(0点)

□ア.「建設業法」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた
□イ.「労働安全衛生法」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた
☑ウ.「暴力団対策要綱」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた
□エ. その他（　　）

※ 同要綱に基づき、毅然とした対応が必要であったが、その認識に欠けていた。

②必要な技術力を十分有していたか　(4点)：2点：0点

□ア. 当該工事に必要な技術的経験や能力の不足により、不都合が生じた
□イ. 当該工事にかかる技術等の課題に対する調査検討の不足により、不都合が生じた
□ウ. その他（　　）

※ 特に不都合はなかった。

※ 特に不適切な点はなかった。

③判断力・指導力を十分有していたか　　4点:2点:0点

□ア. 工事に関する説明や指導内容等において、不適切なものがあった

□イ. 技術的な判断や回答をコンサルタントに任せにするなど、対応に不適切なものがあった

□ウ. その他(　　)

※ 特に支障はなかった。

④契約の内容を十分理解していたか　　4点:2点:0点

□ア. 契約約款、設計図書、仕様書、現場説明書の内容を十分理解していなかったため、契約を履行するうえで支障が生じた

□イ. その他(　　)

※ 特に不都合はなかった。

⑤設計・積算の内容を十分理解していたか　　4点:2点:0点

□ア. 当該工事の設計の内容を十分理解していなかったため、不都合が生じた

□イ. 当該工事の積算の内容を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□ウ. その他(　　)

※ 特に不都合はなかった。

⑥施工計画・施工体制内容を十分理解していたか　　4点:2点:0点

□ア. 当該工事の実施工程を十分理解していなかったため、不都合が生じた

□イ. 当該工事の施工計画の内容を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□ウ. 当該工事の施工体制を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□エ. その他(　　)

K 対　応　　12点満点

①契約履行における対応は適切だったか　　6点:3点:0点

□ア. 監督員としての職務に消極的で、前向きな姿勢が見られなかった

□イ. 指示、協議、通知、承諾及び受理等の文書管理が適切になされていなかった

□ウ.「打合せ簿」「協議書」「段階確認書」等に対する回答が、確実には行われないことがあった

□エ. 品質確保等において、基準に準拠しない、不適切な要求や指示があった

□オ. 提出した施工計画書の管理基準以上の内容を求められることがあった

□カ. 地元住民の苦情等への対応について、受注者任せにするなど不適切なものがあった

□キ. 公的機関、市町村との協議について、受注者任せにするなど、対応に不適切なものがあった

□ク. 上司への報告などが円滑に行われておらず、発注者としての監督体制に問題があった

☑ケ. 現場で臨検する服装(保護帽、安全靴、安全帯、救命胴衣等)について、安全上適切でないものがあった ← ※ 安全帯を着ていなかった。

☑コ. 不当要求者、クレーマー等の情報提供が適切に行われなかった ← ※ 1.C③ウと同じ理由

□サ. 監督員の変更に際し、後任への引き継ぎが十分行われてなかったため、支障が生じた

☑シ. 工期変更の取り扱いが、適切でなかった ← ※ 2.H③ウと同じ理由

□ス. 設計変更手続きにおいて、数量や単価等の取り扱いで不適切なものがあった

□セ. 設計変更に関する協議において、対応が不適切であった

□ソ. 協議に対する回答が遅延したり、回答期日を明らかにしなかったりすることがあった

□タ. その他(　　)

※ 3項目の不適切があり、特に「コ」のクレーマー対応については、解決が困難であったので、この項目全体としては中間値の「3点」と評価した。

②対応はパートナーシップに基づくものだったか　　6点：(3点)：0点

□ア．現場で発生した問題の解決に、必要以上に時間を要したり、受注者任せにしたりすることがあった

□イ．「打合せ簿」「段階確認書」等の取り扱いにおいて、回答が遅れるなどしたために、手待ちあるいは手戻りが発生した

□ウ．工法、構造変更の検討を業者任せにすることがあった

□エ．工事の変更に伴う協議の申込みに対し、速やかに対応しなかった

□オ．段階確認検査、立会検査の申し込みから実施までに、必要以上に日時を要し、施工の手待ちや手戻りなどの支障が生じた

□カ．当該工事の監督員の休暇、出張等に伴う代替措置について、適切な対応がなかった

□キ．受注者に対して高圧的な言動や態度で接することがあった　※ クレーマー対応が不適切

☑ク．不当要求に対し、受注者任せにするなど、解決に向けた積極的な姿勢が見受けられなかった

□ケ．ワンデイレスポンス、クイックレスポンスが適切に行われなかった

□コ．契約の内容や履行にかかる協議において、受注者の意見を聞かず、一方的に決定を下すことがあった

☑サ．時間的な余裕が無い状況で、資料等の早急な提出の指示があった

□シ．その他（　　）

※ 工期が厳しい中、変更のための資料を求められたが、徹夜で仕上げるなど無理があった。

※ 全体評価として、パートナーシップに基づく親切丁寧な対応であったが「ク」「サ」の対応により中間点の「3点」と評価

その他意見

○全体としてはパートナーシップに基づく対応をしてもらったが、"クレーマー"対応においては、請負者まかせで解決が長びいた。
もっと毅然とした対応があれば、問題なく対処できたと思われる。

○発注時期については"稲刈り"との調整が発生したが、いずれの発注時期でも該当してくるので、当初に特記仕様書で明示してあれば、全体工程の中で対処できたと思われる。

発　注　業　務　評　価　表(総　括　表)

①年度(西暦)
②県番号(42)
③登録番号

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

登録 No ①[0][8] ②[4][2] ③[*][*][*][*]

評価大項目	評価中項目	評価細項目	評価点	指　標
1 契約の内容 ３２点	A 積算内容 12	①積算条件は現場に適合していたか	2	
		②工事に必要な工種等は全て計上していたか	4	
		③歩掛りは適切だったか	2	
		④単価は適切だったか	1	
		⑤数量は適切だったか	2	
	B 設計図書　4	①設計図書等は適切だったか	2	
		②設計図書に関する質問への回答は適切だったか	0	ア
	C 事前調整　8	①用地取得などは終了してたか	2	
		②関係機関との協議は終了していたか	2	
		③地元説明・調整は終了していたか	0	ウ
	D 施工方法　4	①設計計画等は現場条件に適合していたか	2	
		②適正で安全な施工は確保されていたか	2	
	E 工　　期　2	①適切な工期となっていたか	2	
	F 発注時期　2	①発注時期は適切だったか	1	
小　　計			24	
2 契約の履行 ３２点	G 協議など 14	①協議等の手続き方法は適切だったか	1	評価点
		②協議等の内容は適切だったか	1	0点の場
		③協議等への対応は迅速・的確に行われたか	4	合、該当
		④甲乙対等の立場での対応したか	2	事例を
		⑤契約内容を遵守したか	2	記載する
	H 契約変更 10	①契約変更の手続き方法は適切だったか	4	
		②変更契約の内容は適切だったか	4	
		③工事中止の手続きは適切に行われたか	1	
	I 検　　査　8	①検査方法は適切だったか	1	
		②検査内容は適切だったか	4	
		③工事成績評定は適切に行われたか	2	
小　　計			26	
3 監督員 の対応 ３６点	J 技術力等 24	①関係法令などを十分理解していたか	0	ウ
		②必要な技術力を十分有していたか	4	
		③判断力・指導力を十分有していたか	4	
		④契約の内容を十分理解していたか	4	
		⑤設計・積算内容を十分理解していたか	4	
		⑥施工計画・施工体制内容を十分理解していたか	4	
	K 対　　応 12	①契約履行における対応は適切だったか	3	
		②対応はパートナーシップに基づくものだったか	3	
小　　計			26	
合　　計			76	

Ⅴ. 別　添　資　料　集

都 道 府 県 番 号

都道府県名	番 号
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24

都道府県名	番 号
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

所 在 市 町 番 号

市町名	番　号
長崎市	201
佐世保市	202
島原市	203
諫早市	204
大村市	205
平戸市	207
松浦市	208
対馬市	209
壱岐市	210
五島市	211
西海市	212
雲仙市	213
南島原市	214
長与町	307
時津町	308
東彼杵町	321
川棚町	322
波佐見町	323
小値賀町	383
江迎町	388
鹿町町	389
佐々町	391
新上五島町	411

工種区分1（国土交通省所管事業）

番号	工　種　区　分
101	河川工事
102	河川・道路構造物工事
103	海岸工事
104	道路改良工事
105	鋼橋架設工事
106	PC橋工事
107	舗装工事
108	共同溝等工事（1）
109	共同溝等工事（2）
110	トンネル工事
111	砂防・地すべり等工事
112	道路維持工事
113	河川維持工事
114	下水道工事（1）
115	下水道工事（2）
116	下水道工事（3）
117	公園工事
118	コンクリートダム工事
119	フィルダム工事
120	電線共同溝工事
121	情報ボックス工事

工種区分2（港湾・漁港漁場事業）

201	港湾浚渫工事
202	港湾構造物工事
203	海岸工事

工種区分3（土地改良事業等）

番号	工　種　区　分
301	ほ場整備工事
302	農用地造成工事
303	農道工事
304	水路トンネル工事
305	水路工事
306	河川及び排水路工事
307	管水路工事
308	畑かん施設工事
309	干拓工事
310	海岸工事
311	その他土木工事（1）
312	その他土木工事（2）
313	フィルダム工事
314	コンクリートダム工事

工種区分4（森林整備保全事業）

401	河川工事
402	河川・道路構造物工事
403	治山・地すべり防止工事
404	海岸工事
405	森林整備
406	道路工事
407	橋梁架設工
408	PC橋工事
409	ほ装工事
410	トンネル工事
411	道路維持工事
412	公園、用地造成

発 注 方 式 一 覧 表

発 注 方 式		番 号
一般競争入札	制限無し	1
	制限付き	2
指名競争入札	通常型	3
	公募型	4
随意契約		5
その他		6

別添資料―5

発　注　者	番号	発　注　機　関	番号	発　注　部　署	番号
長　崎　県	42	土 木 部	01	道路建設課	01
				道路維持課	02
				港湾課	03
				河川課	04
				砂防課	05
				都市計画課	06
				建築課	07
				住宅課	08
		長崎振興局	31	建設部都市計画課	2101
				建設部道路建設課	2102
				建設部道路維持課	2103
				建設部河川防災課	2104
		長崎土木事務所	02	道路建設課	01
				道路維持課	02
				河川防災課	03
				ダム室	04
				都市計画課	05
				建築課	06
				長与都市開発事務所	07
		長崎港湾漁港事務所	03	港湾課	01
				漁港課	02
		大瀬戸土木事務所	04	道路課	01
				河港課	02
		県央振興局	32	建設部道路第一課	2101
				建設部道路第二課	2102
				建設部都市計画課	2103
				建設部河港課	2104
				農林部農村整備課	2111
				農林部土地改良課	2112
				農林部農道課	2113
				農林部林道課	2114
				農林部森林土木課	2115
		諫早土木事務所	05	道路課	01
				河港課	02
				都市計画課	03
				建築課	04
		長崎南バイパス建設事務所	06	建設課	01
		長崎鉄道高架整備事務所	07	整備課	01
		石木ダム建設事務所	08	建設課	01
		水産部	09	漁港漁場整備課	01
		農林部	10	農村整備課	01
				林務課	02

別添資料―5

発　注　者	番号	発　注　機　関	番号	発　注　部　署	番号
長　崎　県	42	県央農村整備事務所	11	土地改良課	01
				農村整備課	02
		長崎林業事務所	12	森林土木課	01
		環境部	13	水資源対策課	01
				自然環境課	02
		県北振興局	14	建設部道路建設第一課	2101
				建設部道路建設第二課	2102
				建設部道路維持第一課	2103
				建設部道路維持第二課	2104
				建設部港湾漁港課	2105
				建設部河川防災課	2106
				農林部土地改良課	2110
				農林部林業課	2111
				農林部森林土木課	2112
				農政部土地改良課	01
				農政部農村整備課	02
				林業部森林土木課	03
				建設部道路建設課	04
				建設部道路維持課	05
				建設部都市計画課	06
				建設部河港課	07
				建設部建築課	08
		田平土木事務所	15	道路課	01
				鷹島肥前大橋建設課	02
				河港課	03
		島原振興局	16	建設部河港課	2102
				農林水産部農村整備課	2111
				農林水産部土地改良課	2112
				農林水産部林務課	2113
				農林部土地改良課	01
				農林部農村整備課	02
				農林部林務課	03
				建設部道路都市計画課	04
				建設部建築課	06
		五島振興局	33	建設部道路課	2101
				建設部河川課	2102
				農林水産部農村整備課	2110
				農林水産部林務課	2111
				農林水産部水産課	2112
		五島地方局	17	農林水産部農村整備課	01
				農林水産部林務課	02
				建設部道路課	03

別添資料―5

発　注　者	番号	発　注　機　関	番号	発　注　部　署	番号
長　崎　県	42	五島地方局	17	建設部河港課	04
		上五島土木事務所	18	道路課	01
				河港課	02
		壱岐振興局	35	建設部建設課	2101
				農林水産部農林整備課	2110
				農林水産部水産課	2111
		壱岐地方局	19	農林水産部農村整備課	01
				建設部建設課	02
		対馬振興局	34	建設部道路課	2101
				建設部河川防災課	2102
				建設部港湾漁港課	2103
				農林水産部農林整備課	2110
				農林水産部林務課	2111
				農林水産部水産課	2112
		対馬地方局	20	農林水産部農村整備課	01
				農林水産部森林土木課	02
				建設部道路課	01
				建設部河川防災課	02
				建設部港湾漁港課	03
				上県土木出張所	04
長崎県土地開発公社	C1	技術部	01	技術事業班	01
長崎県住宅供給公社	C2	建設部	01	建築班	01
			02	諫早西部団地班	02
長崎県道路公社	C3	技術管理部	01	技術班	01

※　青文字　：　H21.4 長崎県地方機関再編により新設された部署

上記に記載されていない部署がございましたら、お手数ですが、2)発注者欄に機関・部署名等をご記入願います。

Ⅵ. 参　考　資　料　集

平成 20 年度　　工事

設計書積算条件　（ 当 初 ）

工　事　名	工事
諸経費区分	河川・道路構造物工事　　施工地域補正：　００２　内地・DID地区外（一般交通等の影響アリ）
積 算 条 件	単価地区　：　　単価採用期　：　２１／０１／０１ 積算体系　：　０１０　一般土木
積 算 方 法	前払金区分　：　1 有り　40% イメージアップ経費区分　：　0 無し 契約保証有り

長崎県

Ⅶ. 発　注　業　務　評　価　表（記入様式）

発注業務評価表（表　紙）

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

登録№. □□□□□□□□

工 事 概 要

工 事 名			
工事場所	県　　市（郡）　　町　　地内		
請負金額	当初 ￥　　変更 ￥　　（千円：税抜き）		
工　　期	当初　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日（　　日間）		
	変更　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日（　　日間）		
工種区分			
発注方式			
総合評価		重点監督	

工事成績評定点

発 注 者

発 注 者	
発 注 機 関	
発 注 部 署	

受 注 者

会　社　名	

発　注　業　務　評　価　表
発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

登録 No□□□□□□□□

〈評価手順〉
◆「評価細項目」の「評価点」は次の手順で判定してください。
①「評価細項目」の下に記載している「事例」に該当があれば、該当する全ての項目の□にレ点マークしてください。
②「評価細項目」に該当するが、その内容が記載事例にない場合は、「その他」の項目の□にレ点マークし、その内容を（　）内に簡潔に記載してください。
③これらの事例の多少や支障の程度に照らして、次の判定を行ってください。
当該「評価細項目」に関する内容について、
・「満足できる」場合は最大値
・「満足できない」場合は最小値（0点）
・「やや満足できない」場合は中間値
④当該受注工事に該当しない「評価細項目」については、「減点がない」ことになるので、「最大値」を選択してください。
◆「発注業務評価表（総括表）」には次の手順で記入してください。
①各「評価細項目」毎に、判定した「評価点」を記入してください。
②「評価点」が「最小値（0点）」となった「評価細項目」については、主たる要因となった事例を1つだけ選択して、その記号を「指標」欄に記入してください。
③「評価点」の小計、合計を記入してください。

1. 契約の内容　32点満点

A 積算内容　12点満点

①積算条件は現場に適合していたか　2点：1点：0点
□ア. 施工方法や機械選定で現場に適合しないものがあった
□イ. 資機材運搬で実態にあわない距離、方法になっているものがあった
□ウ. 仮設計画で現場に適合しないものがあった
□エ. 積算内容において、土質、地下水、家屋、交通規制、埋設物、架空線等の自然社会条件で、現場と整合しないものがあった
□オ. 積算内容において、廃棄物処理、騒音、振動、粉塵、地盤等の現地条件で、実態と整合しないものがあった
□カ. その他（　）

②工事に必要な工種等は全て計上していたか　4点：2点：0点
□ア. 工事に必要な工種で、計上されていないものがあった
□イ. 工事に必要な仮設工で、計上されていないものがあった
□ウ. 必要な安全設備、誘導員、足場、警戒船等の費用で適切に計上されていないものがあった
□エ. 運搬費、土捨費用、産業廃棄物廃棄費用、重機輸送費、借地代等で、適切に計上されていないものがあった
□オ. その他（　）

③歩掛りは適切だったか　　2点：1点：0点

□ア. 歩掛りの適用で、適切でないものがあった

□イ. 施工時間制限、潮間工事などを考慮していないものがあった

□ウ. 1日に実現可能な施工量と乖離するものがあった

□エ. その他（　　）

④単価は適切だったか　　2点：1点：0点

□ア. 設計単価や見積単価で適切に設定されていないものがあった

□イ. 市場単価を適時に設定していないものがあった

□ウ. 特殊単価で見積額を公表していないものがあった

□エ. その他（　　）

⑤数量は適切だったか　　2点：1点：0点

□ア. 現場に適合しないものがあった

□イ.「一式」など不明確な数量表示のものがあった

□ウ. その他（　　）

B 設計図書　4点満点

①設計図書等は適切だったか　　2点：1点：0点

□ア. 現場と整合しない図面があった

□イ. 積算と図面との間で整合しない箇所があった

□ウ. 設計図書に不明確な表示や、寸法などの表記間違いがあった

□エ. 特記仕様書において、支障物件等などの記載もれがあった

□オ. 契約時に責任者の通知がなされなかった

□カ. その他（　　）

②設計図書に関する質問への回答は適切だったか　　2点：1点：0点

□ア. 回答されない事項があった

□イ. 回答のうち、的確でないものあるいは明確でないものがあった

□ウ. 質問及び回答で、公開されないものがあった

□エ. その他（　　）

C 事前調整　8点満点

①用地取得などは終了していたか　　2点：1点：0点

□ア. 用地取得、境界問題などで、工事発注前に終了していないものがあった

□イ. 用地取得、境界問題などで、特記仕様書に明示されていないものがあった

□ウ. その他（　　）

②関係機関との協議は終了していたか　　４点：２点：０点

□ア．関係機関(国、県、市町村、警察、NTT、水道、電気、ガス等)の協議や手続き等で工事発注前に終了していないものがあった

□イ．支障物件対応で、協議が適切になされていないものがあった

□ウ．その他（　　）

③地元説明・調整は終了していたか　　２点：１点：０点

□ア．工事内容や完成後の状況などについて、工事発注前に地域住民などへ十分説明されてなかった

□イ．騒音、振動、迂回路などについて、工事発注前に地域住民、教育施設、医療施設などへ十分説明されていなかった

□ウ．暴力団関係者、不当要求者、クレーマーの情報が事前に提供されていなかった

□エ．その他（　　）

D施工方法　４点満点

①設計計画等は現場条件に適合していたか　　２点：１点：０点

□ア．設計計画について、現場に適合していないものがあった

□イ．施工方法について、現場に適合していないものがあった

□ウ．仮設計画について、現場に適合していないものがあった

□エ．その他（　　）

②適正で安全な施工は確保されていたか　　２点：１点：０点

□ア．設計計画や施工方法において、適正な施工や安全性の確保への配慮に欠けるものがあった

□イ．重機械の種類や規格の選択で、適切でないものがあった

□ウ．その他（　　）

E工　期　　２点満点

①適切な工期となっていたか　　２点：１点：０点

□ア．工事内容に見合った工事日数となっていなかった

□イ．関連工事との兼ね合いが考慮されていなかった

□ウ．現場環境対策や地域住民との調整などに要する日数が考慮されていなかった

□エ．特殊資材の調達に要する日数が考慮されていなかった

□オ．突貫工事や仮設工事の増大を前提とした、不適切な工期となっていた

□カ．その他（　　）

F発注時期　２点満点

①発注時期は適切だったか　２点：１点：０点

□ア．年度末完成工事で、発注時期が遅く、十分な工期が確保されていなかった

□イ．工事の内容や梅雨、台風、降雪、凍結、気温等の気象条件に照らして、発注時期が適切でなかった

□ウ．関連工事との兼ね合いに照らして、発注時期が適切でなかった

□エ．地元自治体やガス、電気、電話、交通機関などとの調整状況に照らして、発注時期が適切でなかった

□オ．その他（　　）

２．契約の履行　３２点満点

G協議など　１４点満点

①協議等の手続き方法は適切だったか　２点：１点：０点

□ア．指示、協議、通知、承認及び受理等で、文書に記録されなかったものがある

□イ．規定に定められた書類以外のものの提出を求められた

□ウ．発注者において作成すべき書類を作成させられることがあった

□エ．その他（　　）

②協議等の内容は適切だったか　２点：１点：０点

□ア．発注者・受注者・コンサルタントの三者協議が設置されたが、適切に運用されなかった

□イ．監督員と監督員補助者間相互の連絡調整が不十分で、指示等に整合がとれていないものがあった

□ウ．その他（　　）

③協議等への対応は迅速・的確に行われたか　４点：２点：０点

□ア．工事内容の変更等で、受注者と協議を十分行わないまま、手続きしたものがあった

□イ．指示、協議、通知、承認及び受理等で、迅速・的確に対応されず支障が生じたものがある

□ウ．ワンデイレスポンス、クイックレスポンスが適切に行われなかった

□エ．その他（　　）

④甲乙対等の立場で対応したか　４点：２点：０点

□ア．協議等において、高圧的な態度で接するなどパートナーシップの意識に著しく欠ける応対があった

□イ．契約外の対応をするようにし向ける等、発注者の立場を利用した姿勢での対応があった

□ウ．暴力団関係者、不当要求者、クレーマー等一への対応や解決をほとんど受注者任せにした

□エ．その他（　　）

⑤契約内容を遵守したか　　２点：１点：０点

□ア．不算入（サービス）工事があった

□イ．設計計画と現場の不整合が発生した際、調査や設計のやり直しを強要された

□ウ．設計に計上されていない部分を、受注者の負担により施工させられた

□エ．品質確保の名目で、規定以上の対応を要求された

□オ．施工計画書の管理基準に記載した以上の管理を要求された

□カ．その他（　　）

H 契約変更　１０点満点

①契約変更の手続き方法は適切だったか　　４点：２点：０点

□ア．契約変更の内容で、合意がないまま一方的に決定したものがあった

□イ．変更対象としなかったことについの説明で、妥当でない理由によるものがあった

妥当でない理由の例

・設計変更手続きが困難である　　・会計検査への説明が難しい
・増額限度の制約がある　　・質問状が入札前に出されていない
・歩掛りがない　　・手続きが間に合わない
・別の同様工事は変更していない　　・予算が確保されてない

□ウ．工事が完成した後、契約変更手続に必要以上の期間を要した

□エ．監督職員の変更に際し引き継ぎが不十分で、その後の協議等に支障があった

□オ．その他（　　）

②変更契約の内容は適切だったか　　４点：２点：０点

□ア．工事打ち合わせ、指示、協議に基づく事項で、変更契約に適切に反映されなかったものがあった

□イ．施工方法の変更に伴うもので、契約金額に適切に反映されなかったものがある

□ウ．警察との協議の結果、交通整理員が増員させられたことに伴う費用の増加について、変更契約の金額に適切に反映されなかった

□エ．海上保安部との協議の結果、警戒船の配備が増加させられたことに伴う費用の増加について、変更契約の金額に適切に反映されなかった

□オ．物価の変動に基づくスライドの申し入れに対し、適切な対応がなされなかった

□カ．その他（　　）

③工事中止の手続きは適切に行われたか　　２点：１点：０点

□ア．発注側の原因により工事が中断または工期延長となったが、「工事中止の手続き」がとられなかった

□イ．「工事中止」に伴う費用が、変更契約の金額に適切に反映されなかった

□ウ．その他（　　）

I 検　査　 8点満点

①検査方法は適切だったか　　2点:1点:0点

□ア. 書類検査、現地検査は、所用時間や手順が適切に取られなかった

□イ. 重要な検査項目で、実施されなかったものがある

□ウ. 規定された以上の過剰な検査書類を準備させられた

□エ. 書類や工事写真について、電子データと重複したものや規定以上のものの提出を求められた

□オ. 工事が完成した後、検査までに必要以上の期間を要した

□カ. その他（　　）

②検査内容は適切だったか　　4点:2点:0点

□ア. 検査職員の検査姿勢に、公平公正さに欠けるものがあった

□イ. 検査職員の判断等に、主観的なところがあった

□ウ. 協議のうえ施工したものついて、監督員から検査職員に対し的確な説明がなされなかった

□エ. 検査職員と監督員との間に意見の相違があったため、不都合が生じた

□オ. 手直し工事において、検査職員から契約上許容される以上の手直しを求められた

□カ. その他（　　）

③工事成績評定は適切に行われたか　　2点:1点:0点

□ア. 工事成績評定点は自己採点と大きな隔たりがあり、およそ公平公正な評価とは言い難いものがあった

□イ. その他（　　）

3. 監督員の対応　 36点満点

※「2. 契約の履行」の項目と重複する内容があるが、ここでは「監督員」としての資質や能力、対応について評価する

J 技術力など　 24点

①関係法令などを十分理解していたか　　4点:2点:0点

□ア.「建設業法」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた

□イ.「労働安全衛生法」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた

□ウ.「暴力団対策要綱」等に関連する法令等の理解不足により、不都合が生じた

□エ. その他（　　）

②必要な技術力を十分有していたか　　4点:2点:0点

□ア. 当該工事に必要な技術的経験や能力の不足により、不都合が生じた

□イ. 当該工事にかかる技術等の課題に対する調査検討の不足により、不都合が生じた

□ウ. その他（　　）

③判断力・指導力を十分有していたか　４点：２点：０点

□ア. 工事に関する説明や指導内容等において、不適切なものがあった

□イ. 技術的な判断や回答をコンサルタントに任せにするなど、対応に不適切なものがあった

□ウ. その他（　　）

④契約の内容を十分理解していたか　４点：２点：０点

□ア. 契約約款、設計図書、仕様書、現場説明書の内容を十分理解していなかったため、契約を履行するうえで支障が生じた

□イ. その他（　　）

⑤設計・積算の内容を十分理解していたか　４点：２点：０点

□ア. 当該工事の設計の内容を十分理解していなかったため、不都合が生じた

□イ. 当該工事の積算の内容を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□ウ. その他（　　）

⑥施工計画・施工体制内容を十分理解していたか　４点：２点：０点

□ア. 当該工事の実施工程を十分理解していなかったため、不都合が生じた

□イ. 当該工事の施工計画の内容を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□ウ. 当該工事の施工体制を十分把握していなかったため、不都合が生じた

□エ. その他（　　）

K 対　応　　１２点満点

①契約履行における対応は適切だったか　６点：３点：０点

□ア. 監督員としての職務に消極的で、前向きな姿勢が見られなかった

□イ. 指示、協議、通知、承諾及び受理等の文書管理が適切になされていなかった

□ウ.「打合せ簿」「協議書」「段階確認書」等に対する回答が、確実には行われないことがあった

□エ. 品質確保等において、基準に準拠しない、不適切な要求や指示があった

□オ. 提出した施工計画書の管理基準以上の内容を求められることがあった

□カ. 地元住民の苦情等への対応について、受注者任せにするなど不適切なものがあった

□キ. 公的機関、市町村との協議について、受注者任せにするなど、対応に不適切なものがあった

□ク. 上司への報告などが円滑に行われておらず、発注者としての監督体制に問題があった

□ケ. 現場で臨検する服装（保護帽、安全靴、安全帯、救命胴衣等）について、安全上適切でないものがあった

□コ. 不当要求者、クレーマー等の情報提供が適切に行われなかった

□サ. 監督員の変更に際し、後任への引き継ぎが十分行われてなかったため、支障が生じた

□シ. 工期変更の取り扱いが、適切でなかった

□ス. 設計変更手続きにおいて、数量や単価等の取り扱いで不適切なものがあった

□セ. 設計変更に関する協議において、対応が不適切であった

□ソ. 協議に対する回答が遅延したり、回答期日を明らかにしなかったりすることがあった

□タ. その他（　　）

②対応はパートナーシップに基づくものだったか　　６点：３点：０点

□ア. 現場で発生した問題の解決に、必要以上に時間を要したり、受注者任せにしたりすることがあった

□イ. 「打合せ簿」「段階確認書」等の取り扱いにおいて、回答が遅れるなどしたために、手待ちあるいは手戻りが発生した

□ウ. 工法、構造変更の検討を業者任せにすることがあった

□エ. 工事の変更に伴う協議の申込みに対し、速やかに対応しなかった

□オ. 段階確認検査、立会検査の申し込みから実施までに、必要以上に日時を要し、施工の手待ちや手戻りなどの支障が生じた

□カ. 当該工事の監督員の休暇、出張等に伴う代替措置について、適切な対応がなかった

□キ. 受注者に対して高圧的な言動や態度で接することがあった

□ク. 不当要求に対し、受注者任せにするなど、解決に向けた積極的な姿勢が見受けられなかった

□ケ. ワンデイレスポンス、クイックレスポンスが適切に行われなかった

□コ. 契約の内容や履行にかかる協議において、受注者の意見を聞かず、一方的に決定を下すことがあった

□サ. 時間的な余裕が無い状況で、資料等の早急な提出の指示があった

□シ. その他（　　）

その他意見

発　注　業　務　評　価　表(総 括 表)

発注者・受注者間のパートナーシップ向上のために

登録 No □□□□□□□□

評価大項目	評価中項目	評価細項目	評価点	指　標
1 **契約の内容** ３２点	A 積算内容 12	①積算条件は現場に適合していたか		
		②工事に必要な工種等は全て計上していたか		
		③歩掛りは適切だったか		
		④単価は適切だったか		
		⑤数量は適切だったか		
	B 設計図書　4	①設計図書等は適切だったか		
		②設計図書に関する質問への回答は適切だったか		
	C 事前調整　8	①用地取得などは終了してたか		
		②関係機関との協議は終了していたか		
		③地元説明・調整は終了していたか		
	D 施工方法　4	①設計計画等は現場条件に適合していたか		
		②適正で安全な施工は確保されていたか		
	E 工　　期　2	①適切な工期となっていたか		
	F 発注時期　2	①発注時期は適切だったか		
小　　計				
2 **契約の履行** ３２点	G 協議など 14	①協議等の手続き方法は適切だったか		
		②協議等の内容は適切だったか		
		③協議等への対応は迅速・的確に行われたか		
		④甲乙対等の立場での対応したか		
		⑤契約内容を遵守したか		
	H 契約変更 10	①契約変更の手続き方法は適切だったか		
		②変更契約の内容は適切だったか		
		③工事中止の手続きは適切に行われたか		
	I 検　　査　8	①検査方法は適切だったか		
		②検査内容は適切だったか		
		③工事成績評定は適切に行われたか		
小　　計				
3 **監督員** **の対応** ３６点	J 技術力等 24	①関係法令などを十分理解していたか		
		②必要な技術力を十分有していたか		
		③判断力・指導力を十分有していたか		
		④契約の内容を十分理解していたか		
		⑤設計・積算内容を十分理解していたか		
		⑥施工計画・施工体制内容を十分理解していたか		
	K 対　　応 12	①契約履行における対応は適切だったか		
		②対応はパートナーシップに基づくものだったか		
小　　計				
合　計				